

令和5年度白井市一般会計決算における森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税は、平成31年4月1日施行の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の規定により、森林の整備や木材利用の促進などの経費に充てることとされており、その使途に関する事項については公表が義務付けられています。

当市の令和５年度一般会計決算において、森林環境譲与税を下表の事業に係る経費として木材利用の促進等に活用し、残額については、平成３１年度に設置した森林環境譲与税基金に積み立てました。

【歳入】 2款3項1目 森林環境譲与税決算額 7,034,000円

【歳出】 (単位：円)

区分	事業費	財源内訳				
		国県 支出金	地方債	その他	一般財源	うち森林環境譲与税充当額
林業総務費に要する経費 (千葉県森林クラウド利用料)	83,600	0	0	0	83,600	83,600
★市道維持修繕事業 (道路附属物（ベンチ）修繕工事)	1,295,800	0	0	0	1,295,800	1,295,800
森林環境譲与税基金積立金	5,654,600	0	0	0	5,654,600	5,654,600
合 計	7,034,000	0	0	0	7,034,000	7,034,000

【令和5年度末森林環境譲与税基金残高】 15,013,016円